

# 東播都市計画ごみ焼却場の変更について

令和5年2月15日  
三木市生活環境課

# 都市計画審議会開催の根拠及びスケジュールについて

建築基準法第51条(昭和25年法律第201号)

(抜粋)

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。

三木市において、2029(令和11)年度供用開始を目指して、次期ごみ処理施設の新設整備をすすめているため本審議会にお諮りします。

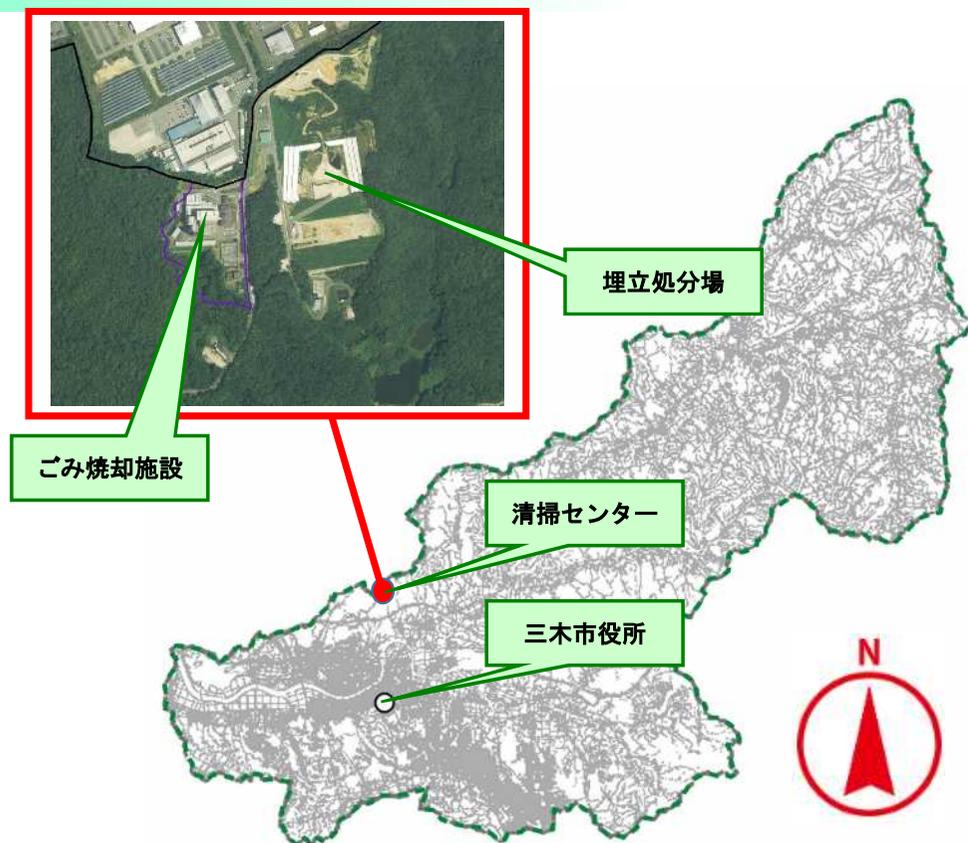
## 【開催スケジュール】

2023(令和5)年2月15日(本日)	概要説明
2023(令和5)年8月頃	市素案の説明
2024(令和6)年2月頃	付議議決

# ごみ処理施設更新の経緯

現在のごみ処理施設は1998(平成10)年に供用開始し、稼働してから25年が経過しています。

項目	内容
供用開始年月	1998(平成10)年6月
所在地	三木市加佐字八家王山1199番地
処理方式	流動床式焼却炉
施設及び処理能力	ごみ焼却施設 117 t / 日 (39 t / 16 h × 3 基) 粗大ごみ処理施設 34 t / 日 資源ごみ貯留ヤード
都市計画決定の範囲	3.5ha



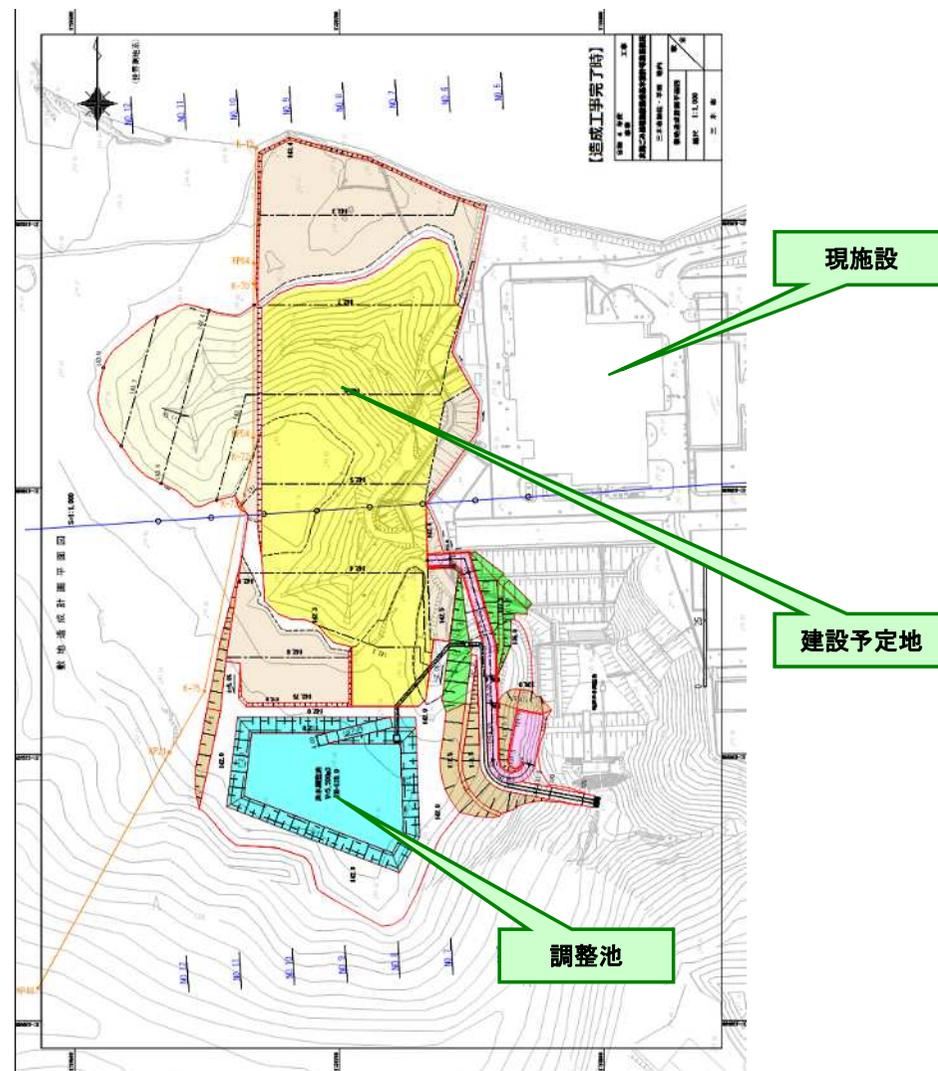
ごみ処理施設は稼働後10年から15年の時点で大規模改修を行うことで一般的に30年間使用できる(出典：平成28年3月総務省一般廃棄物処理施設の整備・維持管理に関する行政評価・監視結果に基づく勧告)とされています。三木市においても2028(令和10)年まで使用するために稼働開始から15年が経過した2013(平成25)年から5か年かけて大規模改修を行い、現在に至ります。

# 次期ごみ処理施設更新の概要

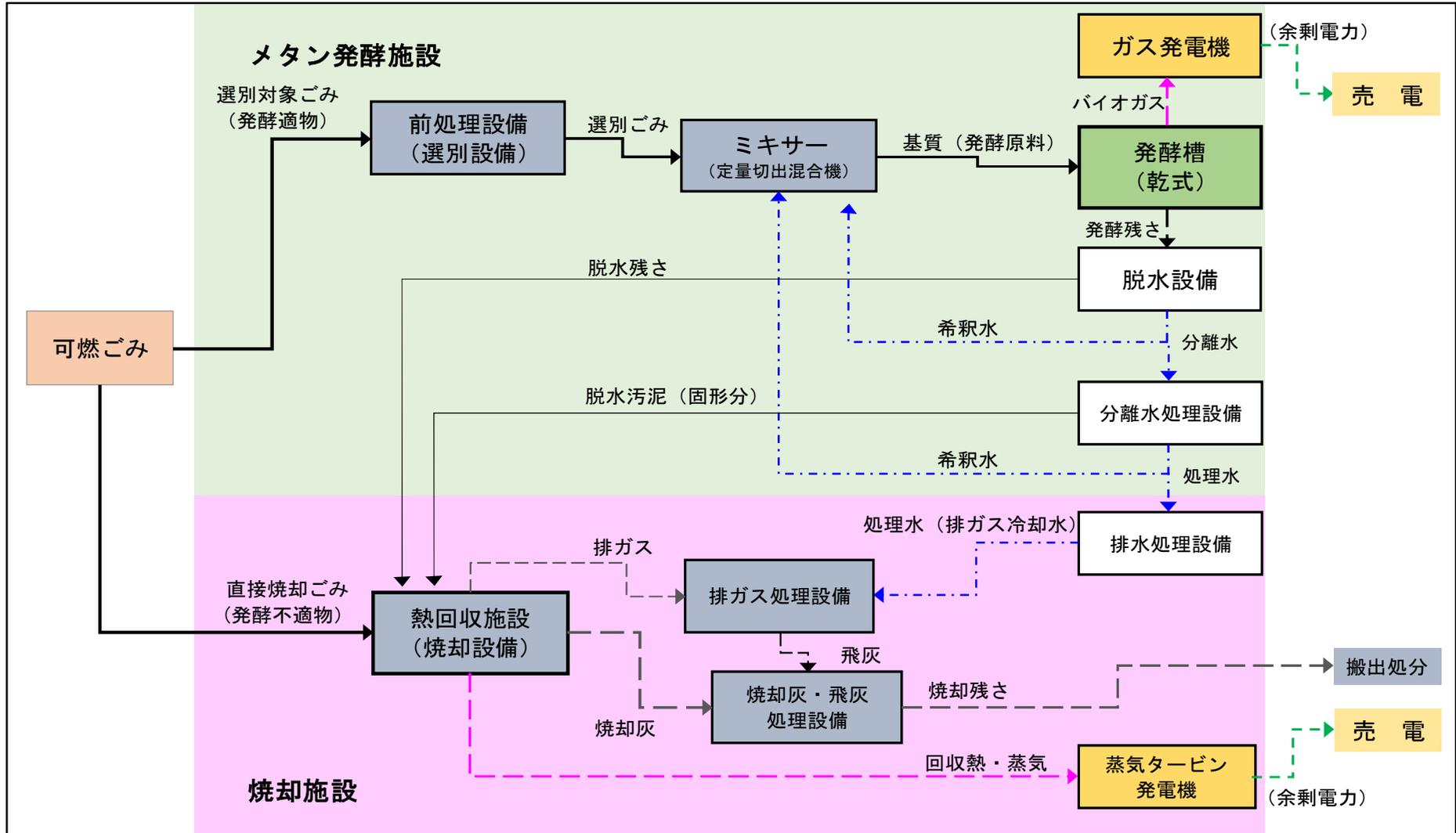
2029(令和11)年度供用開始を目指して、現施設の西側に建設する予定で事業を進めています。

項目	内容
供用開始予定年月	2029(令和11)年4月
所在地(現施設西側)	三木市加佐字八家王山1250他
処理方式	※ハイブリッド方式 (メタン発酵施設+焼却施設)
施設及び処理能力	メタン発酵施設 約35 t /日(1基) 焼却施設 70 t /日(1炉) 粗大ごみ処理施設 19 t /日 資源ごみ貯留ヤード

※ハイブリッド方式とはメタン発酵施設と焼却施設を併設する処理方式で、生ごみなどから発生させたメタンガスで行う発電と焼却施設での蒸気発電により、大きな発電を期待することができ、二酸化炭素の削減効果が大きく、市が目指す「カーボンニュートラル」や「循環型社会」の形成に寄与する施設となると判断し採用しました。



# (参考)ハイブリッド方式のごみ処理フロー



# 整備スケジュール(予定)及び整備の現状について

以下のスケジュールで本事業を進めています。

事業項目	年度	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030~ (R12~)
施設整備基本構想		→										
循環型社会形成推進地域計画		→										
施設整備基本計画		→										
PFI導入可能性調査		→										
用地測量・地質調査		→										
施設整備基本設計 ①				→								
敷地造成基本設計 ②				→								
生活環境影響調査 ③				→	→							
都市計画決定				→	→							
関係機関協議等				→	→	→						
施設整備発注支援				→	→	→						
敷地造成工事						→						
施設工事							→	→	→	→		
施設工事の設計・施工監理							→	→	→	→		
新施設稼働開始(2029年4月~)											→	
旧施設解体 調査・設計										→		
旧施設解体工事											→	

令和5年2月15日(本日) 概要説明  
 令和5年8月頃 市素案の説明  
 令和6年2月頃 付議議決

①施設整備基本設計  
 2021(令和3)年度に策定した「施設整備基本計画」を基に計画対象ごみの適切な処理規模を設定し、施設配置や付帯施設の具現化を行っています。  
 【2023(令和5)年3月策定予定】

②敷地造成基本設計  
 事業計画地の地形・地質や各種立地条件を考慮し、調整池の設定など敷地造成の概略設計を行っています。  
 【2023(令和5)年3月策定予定】

③生活環境影響調査  
 一般廃棄物処理施設を設置することに伴い生ずる大気質、騒音、悪臭、水質又は地下水等が周辺地域の生活環境に及ぼす影響を調査しています。  
 【2023(令和5)年12月報告書完成予定】

# 生活環境影響調査について

## 【生活環境影響調査とは？】

ごみ処理施設の整備にあたり廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)で義務付けられている調査のことです。

新たなごみ処理施設を整備することで、周辺地域の生活環境に及ぼす影響を調査・予測し、周辺地域の生活環境を阻害することがないように対策するために実施します。

調査は四季調査で行い、測定項目は気象及び大気質、騒音、振動、悪臭となっています。

## 【周辺地域への説明】

2022(令和4)年8月23日 周辺地域の住民説明会を開催

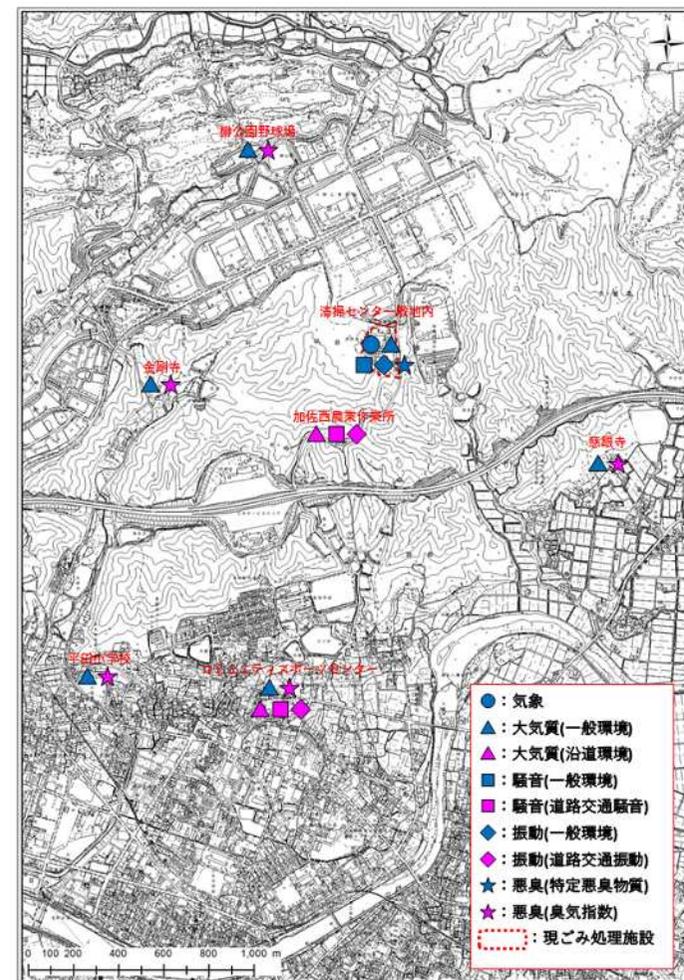
調査の目的及び方法、位置、期間について説明し、質疑応答を行いました。

## 【調査の進捗状況】

説明会での意見を反映し、右図の位置で8月下旬から調査を実施しています。

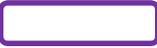
4月の下旬に、大方の調査が完了するので、5月中に調査結果の報告書(案)をとりまとめます。

調査結果については、次回8月開催予定の本審議会で報告します。

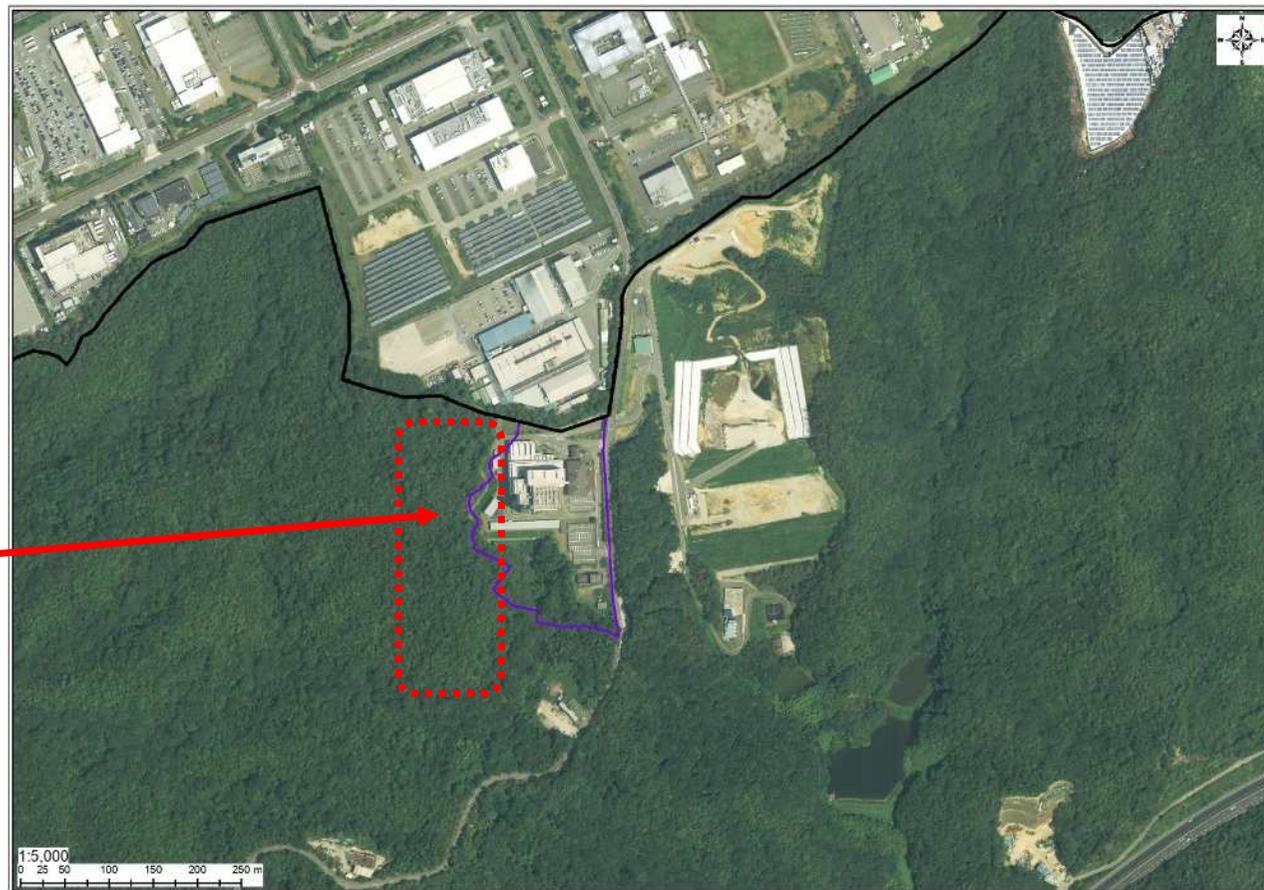
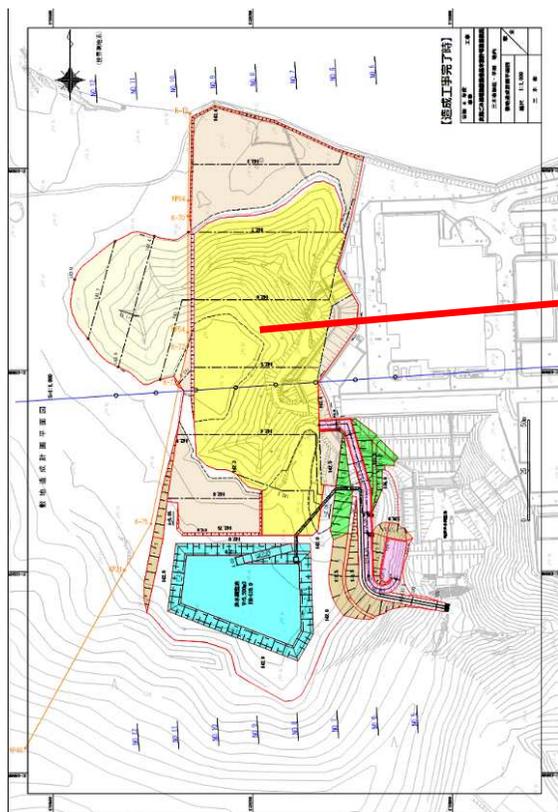


調査箇所位置図

# 都市計画決定の範囲について

現行の都市計画決定の範囲は  のとおりです。

現施設の西側に次期ごみ処理施設を整備したいので  の部分について都市計画決定の範囲追加をお願いします。



※都市計画の範囲は、調整池及び施設敷地外の緑地帯を含む約3.5haを想定しています。詳細は基本設計完成時に確定するので、次回の審議会でお示しします。